

D 1 — 1

5 年 保 存 (常) (令和12年12月31日まで)

F N . D 1 - 4 - 1

鹿 交 企 第204号

鹿 情 第 4 4 号

令 和 7 年 6 月 2 3 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担 当	統計分析係	TEL	
-----	-------	-----	--

鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領の改正について（通達）

県警察における交通事故に係る情報及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者等に係る情報については、「鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領の改正について（通達）」（令和6年7月22日付け鹿交企第296号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、管理・運用しているところであるが、このたび、出力資料の追加に伴い、別添のとおり「鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領」を見直したことから、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年6月23日から施行し、旧通達は令和7年6月22日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、「鹿児島県警察情報管理システム運用管理要領」（令和5年3月8日付け鹿情第9号ほか別添。以下「システム運用管理要領」という。）第12及び「鹿児島県警察における情報セキュリティに関する対策基準」（令和6年5月1日付け鹿情第3005号ほか別添。以下「対策基準」という。）第5の1(2)アの規定に基づき、交通事故情報管理業務（以下「本業務」という。）の運用に必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

本業務は、県警察において取り扱う交通事故（車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいい、道路外で発生したものを含む。以下同じ。）、交通指導取締り（車両等の運転者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第125条第1項に規定する反則行為をしたもの。以下同じ。）及び安全運転管理者等に係る情報を一元的に集約・管理するとともに、県警察における交通事故に係る業務及び交通事故抑止に資するための効率的な運用を図ることを目的とする。

第3 用語の定義

この要領における用語の定義は、鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年鹿児島県警察本部訓令第6号。以下「セキュリティ訓令」という。）及び鹿児島県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成22年鹿児島県警察本部訓令第24号。以下「システム訓令」という。）並びにこれらに基づいて定められる規程における用語の例による。

第4 運用体制

1 運用主管課

- (1) 交通企画課に運用主管課長を置き、同課の課長をもって充てる。
- (2) 運用主管課長は、本業務の適正かつ円滑な運用、運用全般の企画指導及び調整を行うことを任務とする。
- (3) 運用主管課長は、(2)の任務遂行に当たり、交通企画課課長補佐、統括係長又は係長を運用担当者に指定し、その任務を補佐させるものとする。
- (4) 運用主管課長は、本業務の円滑な運用に資するため、システム管理者に必要な指導又は助言を求めるものとする。

2 運用所属

運用所属における運用管理者等の運用体制は、システム運用管理要領に定めるものとし、本業務の運用における運用管理者等の任務は次のとおりとする。

- (1) 運用管理者は、運用主管課長と連携し、本業務の適正かつ円滑な運用に努めるものとする。
- (2) 運用責任者は、運用管理者の命を受け、運用担当者を指定し、その任務を補佐させるものとする。

第5 ファイルの種類等

本業務に用いるファイルの保有目的及び種類は、次表のとおりとする。

保有ファイル

保 有 目 的		交通事故の統計・分析、事故捜査管理、交通事故証明
種 類	基 本 フ ァ イ ル	交通事故の概要に関するファイル (高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項を含む。)
	当 事 者 フ ァ イ ル	交通事故関与者(第1当事者、第2当事者、同乗者等)に関するファイル
	検 挙 票 フ ァ イ ル	当事者ファイルに記載した交通事故関与者(第1当事者及び第2当事者)の刑事処分に関するファイル
	保 護 者 フ ァ イ ル	事故当事者が未成年である場合の保護者に関するファイル
	安全運転管理者ファイル	安全運転管理者及び運行管理事業所に関するファイル
	30日死者ファイル	事故発生から30日以内の死者の情報に関するファイル
	取 締 り フ ァ イ ル	取締り情報に関するファイル
	見 取 図 フ ァ イ ル	事故発生地点の見取図に関するファイル
	日 報 フ ァ イ ル	事故日報・死亡日報の情報に関するファイル
	指導対象者ファイル	指導対象者に関するファイル

2 保存期間

保存期間は、見取図ファイルにあっては5年、それ以外のファイルにあっては10年とする。

3 関連ファイル

種 類	免 許 情 報 フ ァ イ ル	「鹿児島県警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の制定について(通達)」(令和3年3月12日付け鹿免管第282号ほか)に規定する免許ファイル
--------	-----------------	---

第6 登録及び照会

交通事故情報管理システムへの交通事故情報及び交通指導取締り情報の新規・修正等の登録は、警察署等が個別の交通事故に係る捜査又は処理において得た情報に基づくものとし、必要に応じて登録情報の内容に係る照会ができるものとする。

第7 アクセス権

1 アクセス権付与対象者及びアクセス範囲

本業務のアクセス権付与対象者及びアクセス範囲は、別表第1「交通事故情報管理業務アクセス権一覧表（詳細）」（以下「一覧表」という。）のとおりとする。

2 アクセス権申請

「鹿児島県警察情報管理システムによるアクセス権管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和7年2月17日付け鹿情第3006号）の規定に基づき、アクセス権を申請するものとする。

なお、一覧表に掲げるほか、運用管理者が本業務を活用した業務を行う必要があると認めるときは、アクセス権の範囲、アクセス権を付与しようとする職員及び必要性等について運用主管課長と協議した上で、システム訓令第4条に定めるシステム総括責任者にアクセス権に係る付与の申請を行うことができる。この場合において、運用主管課長は、システム管理者に必要な意見を求めるものとする。

第8 安全の確保

1 情報セキュリティ

本業務の情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、セキュリティ訓令等警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

本業務に係る「鹿児島県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目」（令和6年5月1日付け鹿情第3006号ほか別添）第4の1(2)ア(ア)に規定する管理対象情報の分類の範囲については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
交通事故情報管理業務	2（中）	2（高）	2（高）

3 個人情報入力資料及び個人情報出力資料の取扱い

個人情報記録されている出力資料は、別表第2のとおりとする。

本業務における個人情報入力資料及び個人情報出力資料の適正な取扱いについては、「鹿児島県警察情報管理システム運用管理要領について（通達）」（令和5年3月8日付け鹿情第9号ほか）に定めるところによる。

なお、個人情報が記録されている入力資料は、交通事故管理システムに入力後、速やかに廃棄するものとする。

4 個人情報照会に関する記録

本業務における照会記録等の確認は、「鹿児島県情報管理システムによる照会記録確認管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和7年3月3日付け鹿情第3010号）により行うものとする。

5 事故発生時の措置

本業務において事故を認知した場合は、直ちに運用主管課長を経由してシステム総括責任者へ報告すること。

第9 自宅型テレワークの実施

自宅型テレワークにおける本業務の運用は認めない。

別表第1（第7の1関係）

交通事故情報管理業務アクセス権一覧表（詳細）

設定ユーザ区分（兼務を含む。）
① 交通企画課（交通部長、交通部参事官、課長、管理官（理事官）、交通総合対策官、事故分析官、交通事故分析係、交通事故統計係、又は、企画調査・企画指導係）
② 交通指導課（交通事故事件捜査統括官、交通特捜補佐、企画・指導補佐、暴走族特捜補佐、捜査指導係、交通特別捜査係、告訴・告発係、交通捜査官特別研修生、又は、執行管理係）
③ 免許管理課（行政処分係、聴聞係、適性係、又は、高齢運転者講習係）
④ 地域課（企画係）
⑤ 代理以上（（高速隊）課長補佐、統括係長、係長、（署）署長、交通課長（地域交通課長を含む。）、交通課長代理（地域交通課交通担当課長代理を含む。）、横浜・横川・垂水・喜界・与論幹部派出所の所長、又は、課長代理）
⑥ （高速隊）企画指導係、高速管理係、市東分駐、末吉分駐、（署）交通課員（地域交通課交通担当課員を含む。）、又は、横川・垂水・喜界・与論幹部派出所の交通係
⑦ 代理以上（（署）地域課長代理（地域交通課地域担当課長代理を含む。））
⑧ （署）地域課員（地域交通課地域担当課員を含む。）、幹部派出所の地域課員、又は、（霧島）鹿児島空港警備派出所の所長代理以下の所員
⑨ 一般（（交企）交通安全啓発係、高齢者支援係、交通対策第一係、交通対策第二係、（交規）企画許可係、信号係、管制係、都市・地方規制係、又は、（免試）学科試験係）
⑩ 交番相談員
⑪ （交機）隊長補佐、統括係長、又は、係長 ※会計係を除く。
⑫ （交機）隊長、副隊長、会計係を除く交通機動隊員

※ 賃金職員は使用不可

機	能	名	ログイン可能ユーザ												出カファイル名	備	考
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			
1 交通企画課処理	(1) 日報等登録		○														
	(2) データ抽出・解除		○												「データ抽出対象一覧」 「本庁送信用データ」		
	(3) 抹消データ出力		○												「本庁30日死者データ」 「本庁抹消用データ」		
	(4) 印刷処理		○												「道路管理者提供資料」		
	(5) お知らせ編集		○														
2 交通指導課処理	(1) 印刷処理		○	○											「被害者対策関係状況表」 「事故事件処理状況」 「特殊事故処理状況表」 「事故発生リスト」		
	(2) 指導対象者登録		○	○											「指導対象者事故一覧表」	①は、事故分析官、交通事故分析係、又は、交通事故統計係に限る。 ②は、交通事故事件捜査統括官、交通特捜補佐、交通特別捜査係、捜査指導係、又は、交通捜査官特別研修生に限る。	
3 免許管理課処理	(1) 行政処分上申登録		○	○													
	(2) 証明データ抽出		○	○													
4 警察署等処理	(1) 登録処理	(ア) 事故新規登録	○				○	○	○	○		○			「事故証明データ」	検挙票は⑤に限る。 ⑦、⑧、⑩は「事故区分・物件」に限る。	
		(イ) 事故修正・削除登録	○	○				○	○	○		○				事故区分切替及び検挙票は①⑤に限る。 ⑦⑧は「事故区分・物件」に限る。 ⑩は「事故区分・物件（本人登録分に限る。）」 事故削除・補充票削除は⑤に限る。 物件については⑤、⑦に限る。	
		(ウ) 補充票入替登録	○				○	○									
		(エ) 取締り情報登録	○	○			○	○	○				○	○			
		(オ) 決裁者登録	○		○		○	○								③は「行政処分」帳票で使用	
	(2) 照会処理	(ア) 事故照会	○	○	○		○	○				○	○		「情報メモ」		
		(イ) 事故一覧照会	○	○	○		○	○				○	○		「交通事故一覧表」		
		(ウ) 捜査情報照会	○	○	○		○	○				○	○		「対象者一覧」 「交通事故概要」		
		(エ) エラー照会	○				○	○									
		(オ) 汎用統計照会	○	○	○	○	○	○				○	○		「汎用統計集計結果」		
		(カ) 訪問対象者一覧照会	○				○								「訪問対象者一覧」	①は、事故分析官、交通事故分析係、交通事故統計係のみ ⑤は（署）交通課長（地域交通課長を含む。）、交通課長代理（地域交通課交通担当課長代理を含む。）に限る。 ⑨は交通安全啓発係、高齢者支援係のみ ①③は全所属分、⑤は自所属のみ	
		(ク) 統計月報	○	○	○	○	○	○				○	○		「交通事故登録状況」 「安管事故分析」 「レポート用CSV出力」 「分析表」 「所属別分析表」 「取締り情報CSV」		
	(3) 印刷処理	(イ) 統計随時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		「事故日報」 「死亡日報」		
		(ウ) 交通指導課関係	○	○			○	○	○	○		○			「特例送致書」 「簡約特例送致書」 「交通事故事件簿」 「物件事故捜査管理簿」 「物件事故報告書」 「切替・削除事故一覧表」 「交通事故報告書」	⑦⑧は「物件事故捜査管理簿、物件事故報告書、交通事故報告書」に限る。 ⑩は「物件事故報告書」に限る。	
				○											「未処理交通事故事件一覧表」 「交通事故捜査処理実績集計表」	①②は全所属分 ⑤⑥⑦は自所属に限る。	
		(エ) 免許管理課関係	○	○	○		○	○							「送致状況一覧表」	②は捜査指導係に限る。	
			○	○	○		○	○							「行政処分」 「拒否該当者一覧表」		
	(4) 安管・運営処理	(ア) 登録・照会処理	○				○	○							「安管・運営照会結果一覧表」	①のみ解任年月日の入力可	
		(イ) 印刷処理	○				○	○							「安管・副安管照会結果一覧表」 「安管・副安管CSV」		
5 分析処理	(1) 地図情報		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(2) 多次元分析		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

別表第2（第8の3関係）

個人情報記録されている出力資料名
○ 事故証明データ ○ ピボット用CSV ○ 証明資料提供拒否該当者一覧表 ○ 未処理交通事故事件一覧表 ○ 切替事故一覧表（人身→物件） ○ 切替事故一覧表（物件→人身） ○ 削除事故一覧表 ○ 安管・運管照会結果一覧表 ○ 情報メモ（本票・補充票） ○ 対象者一覧 ○ 交通事故概要 ○ 安管・副安管CSV ○ 特例送致書 ○ 簡約特例送致書 ○ 交通事故事件簿 ○ 物件事故捜査管理簿 ○ 物件事故報告書 ○ 交通事故等行政処分登録票 ○ 交通事故報告書 ○ 送致状況一覧表 ○ 指導対象者一覧表 ○ 指導対象者事故一覧表 ○ 訪問対象者一覧表